平成２７年（フ）第３３２号
愛知県一宮市若竹２丁目３番17号
破産者　有限会社八十利
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第４７３号
（最後の住所）兵庫県芦屋市業平町６番６－401号
破産者　被相続人亡村上秀之の相続財産
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１８６４号
福岡市早良区野芥６丁目48番19号
破産者　佐藤　峯雄
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９０７号
福岡市南区的場２丁目31番10―503号
破産者　上村　智人
1　決定年月日　平成29年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２８０号
埼玉県行田市大字持田2488番地14、事業所所在地埼玉県熊谷市佐谷田1422　熊谷総合食品卸売市場内
破産者　丸美屋こと　鎌田　雄三
1　決定年月日　平成29年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第９４号
群馬県太田市藤阿久町494番地２　ロイデナチューレＡ－201号、前住所埼玉県朝霞市岡３丁目25番13号
破産者　新関　信次
1　決定年月日　平成29年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１３４７号
札幌市中央区南12条西23丁目１番35―302号、開始決定時の住所札幌市中央区南８条西23丁目２番10―101号
破産者　田尻　雅靖
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９９８号
札幌市白石区東札幌２条５丁目７番10―302号
破産者　鳥山　隆兒
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５７９号
仙台市太白区長町南４丁目18番22号　セフィラ88―202、破産手続開始決定時の住所仙台市太白区長町南１丁目４番20―807号
破産者　東海林　徹
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３２号
宮城県東松島市矢本字関の内62番地34　内海住宅７、開始決定時の住所宮城県石巻市広渕字町北86番地１　仮設町北第四団地２－３号
破産者　勝又　　治
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第２６２号
山梨県甲斐市玉川888番地　県営玉川団地18号館304号室
破産者　深澤めぐみ
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９４号
山口県美祢市秋芳町別府2415番地　大日団地Ｂ－６号
破産者　矢野　　続
1　決定年月日　平成29年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５４号
秋田市寺内児桜３丁目11番15号
破産者　中川　利久
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１４号
秋田県潟上市飯田川下虻川字屋敷34番地４
破産者　齊藤久エ門
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４３９号
横浜市戸塚区深谷町636番地５　プリズムアピア202号
破産者　小林　雅子
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０２８号
横浜市港北区綱島西６丁目３番29号　102
破産者　大川　和己
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５７０号
横浜市瀬谷区瀬谷４丁目20番地３　瀬谷ハイツＢ棟313号室
破産者　小口　雅史
1　決定年月日　平成29年４月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部